

令和元年6月11日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16672

研究課題名（和文）フランスにおける生殖ツーリズムと子どもの保護

研究課題名（英文）Reproductive tourism and parent-child relationships in France

研究代表者

小門 穂（Kokado, Minori）

大阪大学・医学系研究科・助教

研究者番号：20706650

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：生殖ツーリズムと親子関係構築に関しては、特に同性カップルによる生殖ツーリズムにおいて大きな変化が見られた。生殖補助医療は従来医学的な不妊に対する治療という位置づけがなされてきたが、同性カップルの側は、国内法を迂回し、生殖ツーリズムを利用して子を作り実際に子育てすることで異議申し立てを行ってきたといえる。その結果、改正生命倫理法において、女性カップルが生殖医療の利用者として容認されようとしている。また、外国での代理出産によってすでに生まれた子のフランス国内法的地位については保障される傾向にあり、代理出産の禁止とすでに生まれている子の保護は区別されつつあることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の推進と成果発信により、生殖ツーリズムの依頼者送り出し国における、子どもの保護を含めた生殖ツーリズムに対するよりよい規制のあり方を示すことができると考えている。日本においては、生殖補助医療に対する法規制が作られようとしており、また、日本人による生殖ツーリズムに対する対策が急がれているという現状がある。フランスにおける生殖ツーリズムに対する規制と、生殖ツーリズムの結果生まれてきた子どもの扱われ方がどのように変化してきたかについて丁寧に読み解く試みはまだなされておらず、独創的である。日本における生命倫理研究だけではなく、ポリシー策定においても資するもので、意義が大きいと考える。

研究成果の概要（英文）：So-called reproductive tourism and parent-child relationships have changed significantly, especially reproductive tourism by same-sex couples. Assisted reproductive technology is still regarded exclusively as a medical treatment for infertility, but same-sex couples have challenged this assumption by circumventing domestic laws and using reproductive tourism to have their own children. As a result, female couples are being accepted as users of reproductive medicine under the revised Bioethics Law. In addition, the French legal status of children already born through surrogate birth in foreign countries is to be guaranteed, and the prohibition against surrogate birth and the protection of children already born are being further clarified.

研究分野：生命倫理学、ジェンダー研究、科学技術社会論

キーワード：フランス生命倫理法 生殖ツーリズム 生殖医療 同性カップル 代理出産

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

フランスでは、1982年の国内初の体外受精児誕生をきっかけとして、臨床現場や法律家を中心に生殖医療に対する法規制の必要性が認識され、1994年(2004年、2011年に改正)に生命倫理法と総称される法律群が作られた。生殖医療はこの枠組みの中で管理されている。代理出産は禁止、第三者からの提供を含めた生殖医療を受けられるのは二人とも生きていて生殖年齢にある男女のカップルである。代理出産や、同性カップルに対する精子提供などはフランス国内で実施できず、あえて実施する医師は行政罰を受ける可能性がある。

現在のフランスでは、生殖医療の利用を男女のカップルに限るという要件は揺らいでいる。2011年の生命倫理法改正では、生殖医療の利用者を女性同性カップルや独身女性へ拡大することの可否が争点となった。また、2012年に同性婚が合法化され、同性カップルによる生殖医療の利用は議論されたが同性婚法には含まれなかった。

フランスにおいて法的に容認されていない生殖医療(代理出産や、同性カップルに対する生殖医療)を望む者は、そういった技術の利用が法的に認められている、あるいは禁止されていない外国へ、生殖ツーリズムを求めて渡航している。

フランス人による生殖ツーリズムに関する全貌は明らかになっていないが、代理出産については外国で確立した親子関係のフランス国内の身分登記簿への転記をめぐる裁判記録から、行き先はアメリカ合衆国、インド、ロシア、ウクライナ等である。破毀院(最高裁に相当)はこれまで外国における代理出産で生まれた子どもの、現地で作成された出生証書をフランスの身分登記簿に転記することを認めておらず、子どもはフランス国内で法的な親子関係を確立することが困難であった。こういった状況は近年変化している。2014年に欧州人権裁判所は「外国での代理出産により生まれた子を承認していない」としてフランスを非難し、これを受けた破毀院は方針転換し、2015年には、外国での代理出産における身分登記簿への転記を認めるという判断を示した。また女性同性カップルによる生殖医療の利用については、外国での提供精子を用いた施術を前提とするホルモン治療が国内ですでに実施されていることや、同性婚成立後は外国での精子提供により生まれてきた子どもを母親の同性配偶者が養子縁組することは広く認められている。

2. 研究の目的

背景で述べたように代理出産や、同性カップルによる第三者の関わる生殖医療の利用は認めないという方針は維持されているが、その結果生まれてきた子どもの扱いについては変化がみられる。生殖ツーリズムにおいて、その結果として生まれてきた子どもに対して保障すべき福祉を十分に保障すると、国内での実施が認められていない医療行為に対する禁止の効力が軽減する可能性があるため、これら是对立すると考えられ、2015年の判決を含めた分析が必要である。そのため、生殖補助医療に関する法規制および同性婚法、2016年以降に予定されている家族法改正審議、関連の裁判記録を対象とし、フランス社会が、「法的に容認されていない医療技術を用いて子どもを作ること」にどのように対応しているかを明らかにすることを本研究の目的とした。

フランス国内で容認されていない生殖医療を求めて外国に渡航する生殖ツーリズムについては、すでに生まれた子どもの親子関係や国籍の付与をめぐる裁判例が複数存在する。また生命倫理法および同性婚法の策定と改正に関わる審議においても生殖ツーリズムの扱いに関する議論が行われている。これらの資料を主な対象として、1994年生命倫理法成立後に「法的に容認されていない医療技術を用いて子どもを作ること」を実行した者がどのように扱われてきたのか、生殖ツーリズム受け入れ国における代理母や卵子提供者の保護

についてはどのように言及されているのか、生まれてきた子どもの福祉がどのように考えられどのように保障されるのか、フランス人依頼者と子どもの親子関係の法的承認に関してどのような変化があったのか、また生殖ツーリズムが引き起こす課題に対してどのような解決法が検討されてきたのかを明らかにする。フランスの事例を通して、生まれてくる子どもの保護を含めた生殖ツーリズムの規制のよりよいあり方の検討を試みた。

3．研究の方法

本研究は、裁判資料および生命倫理法・同性婚法に関する審議を分析の対象とした。生殖ツーリズムに関して、どのような問題があると認識されてきたか、どのような規制が必要とされてきたか、実際にどのように実施されており、国内法による禁止の効力および子どもの福祉についてはどのように議論されてきたかについて分析するものである。

そのため、裁判資料および議会関連文書を中心とした文献調査を行う。フランス国内および欧州人権裁判所の裁判記録、生命倫理法および同性婚法に関する議会報告書、関連する学術論文を中心とした文献資料を用いた調査を基盤として、在フランスの法学者、医学者などとの学術交流や、フランスの生殖ツーリズム経験者を含めた当事者からの情報収集を目的とする現地調査を行う。文献調査及び現地調査を行い、研究の途中経過を関連学会にて発表した。

4．研究成果

生殖ツーリズムとツーリズムの結果生まれた子の国内での親子関係構築に関して特に同性カップルによる生殖ツーリズムにおいて大きな変化が見られ、以下を示すことができた。

生殖医療は従来医学的な不妊に対する治療という位置づけがなされてきた。不妊状態の原因が医学的なものである場合にのみ、生殖医療が許される。同性カップルは医学的不妊ではなく社会的な不妊というカテゴリーに分類され、生殖医療は認められない。男女のカップルに子どもができないという状態は治療の対象となるが、それ以外の人々の不妊状態に医学的援助は不要であると判断されてきたのである。こういった状況に対して、同性カップルの側は、国内法を迂回し、外国で子を作り実際に子育てすることで、異議申し立てを行ってきたといえる。こういったいわば実力行使により、生殖医療の意味づけが、医学的不妊への治療から、医学的かそうでないかを問わずとにかく子どもができない状態のもたらす苦痛を和らげるための方策、子どもを作るための援助へと変化してきたのである。ハッキングのいうところの「ラベル付けされた人々の自律的な行動が示す、下から上へ向かうベクトルがあり、これは逆に専門家たちが直面せざるを得ない現実を作り出」しているのである。

また、男性が外国で代理出産を利用し父子関係を作ることや、父親の男性配偶者との親子関係を構築することは容認されつつあるが、女性が代理出産によって母となることは破毀院において認められず、生命倫理法改正へ向けて発表された報告書などを参照する限り、代理出産が解禁される見込みはない。医学的不妊かそうではないかという区別は消失するとしても、産んだ女性が母親であるという基準は揺らがないと考えられる。しかし、外国での代理出産によってすでに生まれた子のフランス国内法的地位の確立については保障するよう提言するものが多く、代理出産の禁止とすでに生まれている子の保護は区別されつつあるといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

小門穂: 女性の身体の資源化に抗う 代理出産をめぐる日仏の動向、『科学技術社会論研究』17巻、2019年4月、93-103頁(査読なし、依頼論文)

小門穂: セクシュアルマイノリティと生殖補助医療 フランスの動向から、上智ヨーロッパ研究、第10号、2018年3月、67-83頁(査読なし、依頼論文)

小門穂: 生殖医療に対する法規制と生殖ツーリズム フランスの最近の動向、『年報医事法学』32号、2017年9月、43-48頁(査読なし)

〔学会発表〕(計13件)

小門穂: フランスの生殖医療 現状と生命倫理法改正の動向、実社会対応プログラム「生殖補助医療・社会的養護によるLGBTの家族形成支援システムの構築」、2019年3月16日、立命館大学、京都

小門穂: フランス生命倫理法2018年改正と市民参加 生殖医療をめぐる議論を中心に日本生命倫理学会第30回年次大会、京都府立医科大学、京都市、2018年12月8日、(日本生命倫理学会第30回年次大会予稿集 93頁)

小門穂: フランス生命倫理法4.0 生殖医療を中心に、慶應義塾大学フランス公法研究会特別講演会フランス生命倫理法2018年改正をめぐって、2018年11月23日、慶應義塾大学、東京

小門穂: フランスにおけるLGBTと生殖医療、および性別の表記変更、お茶の水女子大学ジェンダー研究所IGSセミナー、2018年11月16日、お茶の水女子大学、東京

Tsuge Azumi, Hyunsoo Hong, Minori Kokado: Considering the Impact of Socio-Cultural Factors on the Regulation of ART regarding Egg Donation in East Asia, 4S, August 30th, 2018, Sydney, Australia.

小門穂: フランス生命倫理法と「中性」をめぐる議論の検討、生命倫理ワークショップ2018、京都大学、京都、2018年8月26日

Minori Kokado: La médecine aleternative & complémentaire et le traitement d'infertilité au Japon. VIII French Japanese International Bioethics Conference, August 2-3, 2018, Matsuyama, Japan. (The utilization of complementary & alternative medicine in fertility treatment in Japan)

Minori Kokado: Ethical issues regarding women's fertility preservation, ESOF (European Science Open Forum), July 9-14 2018, Toulouse, France. (Poster)

Minori Kokado, Hyunsoo Hong, Azumi Tsuge, Stay home or go abroad?- Egg donation in Japan- , 4S (Society for social studies of science), August 31, 2017, Boston, USA. (プログラム 76 頁)

Minori KOKADO : La loi de bioéthique et le tourisme procréatif, Rencontre des Chercheurs Francophones du Kansai, 2017 年 6 月 10 日、京都外国語大学

小門穂 : 国境を超えた生殖医療をめぐる問題 フランスにおける死後生殖の現状から、第 28 回日本生命倫理学会年次大会、大阪大学、吹田市、2016 年 12 月 4 日 (第 28 回日本生命倫理学会年次大会予稿集 116 頁)

小門穂 : 生殖医療に対する法規制と生殖ツーリズム フランスの最近の動向、第 46 回日本医事法学会研究大会、明治大学、東京、2016 年 11 月 20 日 (会報 No.109 2016 年 10 月 1 日、12 頁)

小門穂 : フランスにおける卵子提供、日本学術会議法学委員会生殖補助医療と法分科会 (第 23 期第 2 回)、甲南大学ネットワークキャンパス東京、東京、2016 年 7 月 31 日

〔図書〕(計 1 件)

小門穂 : なぜ日本では代理出産が事実上禁止されているのか、浅井篤・小西恵美子・大北全俊 (編)『医療の論点 倫理的に考える』日本看護協会出版会、2018 年 1 月、140-148 頁

〔産業財産権〕
出願状況 (計 0 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
出願年 :
国内外の別 :

取得状況 (計 0 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
取得年 :
国内外の別 :

〔その他〕
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。